

## 証券取引及び証券市場からの反社会的勢力の排除について 証券保安連絡会実務者会議中間報告（要旨）

### はじめに

近年、バブル崩壊後低迷を続けていた証券市場が上昇基調にある中で、反社会的勢力が、証券取引・証券市場に介入してその資金源とする可能性やマネー・ローンダリングの一つとして証券取引を行う可能性が危惧されており、また、実際にそういった事例も散見されるようになっている。

こうした中、平成 18 年 6 月、金融庁監督局が事務局となって開催された「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」が取りまとめた「論点整理」において、「反社会的勢力に関する情報を集約又は共有し、各証券会社が適切に活用できる体制を構築することが望ましい」として、証券業協会及び証券取引所に対し、検討要請が行われ、また、同年 7 月、政府の犯罪対策閣僚会議の下に「暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチーム」が設置され、公共事業・企業活動からの暴力団排除等について検討が行われた。

このように証券取引等における反社会的勢力への実効的な対応及び犯罪の抑止が喫緊の課題となっている現状を踏まえ、平成 18 年 11 月、「証券保安連絡会」を設置（メンバーは、金融庁、警察庁、東京証券取引所、大阪証券取引所、ジャスダック証券取引所及び日本証券業協会）した。さらに、「証券保安連絡会」に参加している関係機関の実務担当者に、警視庁、札幌証券取引所、名古屋証券取引所及び福岡証券取引所の実務担当者を加えた「証券保安連絡会実務者会議」を設置し、民事介入暴力対策等を専門とする弁護士 2 名を主査、副主査として招聘し、平成 19 年 1 月から 7 月まで、合計 12 回に亘り、反社会的勢力を排除するための実効的対策等について、具体的な検討を行ってきた。

「証券保安連絡会実務者会議」における検討は継続中であるが、今般、あらためて「証券関係者は証券取引・証券市場から反社会的勢力を排除する」という決意を対外的に表明するとともに、反社会的勢力の排除に向けた取り組みの方向性を関係者に周知するため、中間報告として、現時点における検討状況を取りまとめることとした。

## 証券取引・証券市場からの反社会的勢力排除の必要性

反社会的勢力の中核である暴力団の情勢と併せ、「そもそもなぜ証券取引・証券市場から反社会的勢力を排除する必要があるのか」という点を確認し、証券関係者の認識を共通のものにすることが重要である。

### 1 暴力団情勢

暴力団は、近年、暴力団対策法の適用や警察の取締りを逃れるため、組織実態を隠蔽する動きを強めており、また、企業活動の利用、企業対象暴力及び行政対象暴力、詐欺や窃盗・強盗といった多様な資金獲得活動に対する比重を強めており、その資金獲得活動を多様化・不透明化させている。

暴力団にとって、証券取引を悪用した不正事犯は、他の資金源と比較して、はるかに多額の資金を比較的短期間に獲得できる、「うまみ」のある資金源であり、証券取引所上場会社に関連した犯罪、新興市場上場会社・上場予定会社に関連した犯罪、不公正取引、盗難有価証券・偽造有価証券行使等、未公開株詐欺、証券関係者を標的にした犯罪などへの関与が明らかになっていることからもわかるとおり、暴力団をはじめとする反社会的勢力は、証券取引・証券市場から直接的又は間接的に資金を獲得しており、その最終的な被害者は、善良な投資者や証券関係者である。また、様々な活動を通じて不法に獲得した資金のマナー・ローンダリングを行っていたことが判明した事例もある。これらの事例は、特殊なものではなく、今後も発生しうるものであり、証券取引等からの排除の必要性を裏付けるものとなっている。

### 2 必要性

暴力団等と企業が契約を締結することは、企業が犯罪行為等損害を受ける蓋然性が高いこと（暴力団の反社会性・犯罪性）、証券市場からの反社会的勢力排除は、暴力団の資金源に打撃を与えることができること（治安対策上の観点）、投資者保護や、健全で公正な証券市場の維持、コンプライアンスの確保のため（証券市場及び証券関係者の健全性維持）などの理由から、すべての証券関係者が一致団結して、証券取引・証券市場から一律に反社会的勢力を排除していくことが求められる。

## 証券取引・証券市場からの反社会的勢力排除の適法性

証券取引・証券市場からの反社会的勢力の排除を行うにあたっては、いくつかの法的な問題点が考えられることから、第一東京弁護士会民事介入暴力対策委員会の有志の協力を得て、「契約自由の原則」の観点や、「憲法上の平等原則、経済活動の自由、財産権の保障」の観点、その他独占禁止法、民法、消費者契約法の観点からも整理い

ただき、排除の目的、手段、態様等について十分な合理性が認められる等、問題はな  
いとの見解をいただいた。

## 証券取引・証券市場における反社会的勢力排除の現状

証券取引・証券市場からの反社会的勢力排除に向けた取り組みを検討していくにあ  
たっては、現状がどのようなになっているのかを把握し、問題点等を分析することが必  
要であることから、「証券会社及び日本証券業協会における取り組み」、「証券取引所  
における取り組み」、「警察庁・警視庁における取り組み」、「暴力追放運動推進センタ  
ーの現況」、「金融庁における反社会的勢力排除に向けた取り組み」についてヒアリン  
グを行い、現状を確認した。

## 証券取引・証券市場における反社会的勢力の排除に関する基本原則

証券関係者が証券取引・証券市場からの反社会的勢力の排除を具体的に進めていく  
に際しては、その拠り所となる基本原則を定め、証券関係者の認識を共通化しておく  
ことが必要である。

### 1 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」の策定

企業活動からの反社会的勢力排除については、政府の犯罪対策閣僚会議の下に設  
置された「暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチーム」において、「企業  
が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下「政府指針」という。）  
が取りまとめられた。

政府指針については、金融庁から日本証券業協会に対し、その周知徹底と取組み  
の一層の推進について要請されていることから、証券関係者は、政府指針を踏まえ  
た形で、反社会的勢力排除の基本原則及び具体的施策を決定する必要がある。

### 2 証券関係者による反社会的勢力への対応に関する基本原則

証券関係者は、証券取引・証券市場から反社会的勢力を排除するため、共通の基  
本原則を持ち、反社会的勢力に対峙するものとし、日本証券業協会、各証券取引所  
はこの基本原則を明らかにして、証券会社をはじめとした証券関係者への周知徹底  
を図る必要がある。

#### (1) 証券取引（顧客）からの排除

反社会的勢力による新規の証券取引（口座開設）は、一切禁止する。既存顧客  
が反社会的勢力であると判明した場合には、取引関係の解消のために行う取引を

除き、新規の証券取引を一切禁止するとともに、取引関係を解消（口座の閉鎖）するよう努めなければならない。

また、反社会的勢力による疑わしい取引に関する情報を入手した際には、速やかに金融庁を通じて「疑わしい取引の届出」をFIUを所管する警察庁に提出するものとする。

## (2) 証券取引所上場からの排除

引受審査及び新規上場審査の過程で反社会的勢力との関係について確認し、疑うに足る合理的理由が存在する企業の新規上場は認めないよう努めるものとする。

既に上場されている企業が反社会的勢力と企業の健全性の観点から不適切な関係を有していることが訴訟結果その他の理由で明確となった場合には、当該上場会社のステークホルダーへの影響を配慮しつつ関係の解消を促す断固とした措置を講じる。

## (3) 市場仲介者（証券会社等）からの排除

反社会的勢力との関係がある者の登録は一切認めない。既に登録をしている者が、反社会的勢力と関係していることが判明した場合には、法令に基づく報告を求める。

報告徴求の結果、証券会社等の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、公益又は投資者保護のため必要かつ相当であると認めるときは、業務改善命令等の処分を検討する。

また、報告徴求の結果、証券会社等を適確に遂行するに足りる人的構成を有しないと認められる場合には、業務停止命令等を発出するなど、断固とした措置を取る。

## 基本原則実施のための具体的施策

### 1 証券取引（顧客）からの排除のための施策

#### (1) 証券会社等における管理体制の強化を図るためのルール整備

証券会社において、証券取引（顧客）から反社会的勢力を排除していくための対応として、「法令に基づく本人確認の徹底」、「反社会的勢力の該当性項目を含めた顧客審査の実施」、「取引約款等への暴力団排除条項の導入」、「社内管理体制の整備」、「不当要求防止責任者の選任及び届出」等について、例えば日本証券業協会の規則等に規定して義務化し、証券業務における規制の統一を図ることが必要である。

その際、近年の規制緩和により急速に拡大している日本証券業協会の特別会員（登録金融機関）が行う証券業務についても、対応方法の統一化を図る必要があ

る。

なお、株券電子化に伴い、実務において問題が発生することも想定されることから、引き続き、想定される問題への対応について関係者との間でさらなる協議を行っていく必要がある。

## (2) 都道府県別証券警察連絡協議会の活動の推進

現在、警察当局との連携強化を図るため、証券会社、都道府県警察、金融庁（財務局）、証券取引所及び日本証券業協会で構成する都道府県別の「証券警察連絡協議会」の設立へ向けた取組みが実施されており、日本証券業協会をはじめとする関係者は、引き続き、まだ設立されていない地域における証券警察連絡協議会の設立を働きかけるとともに、既に設立された証券警察連絡協議会の一層の活性化を図っていく必要がある。

## 2 証券取引所上場からの排除のための施策

### (1) 証券会社における引受審査体制の強化等

反社会的勢力との関係を有する会社が証券市場に新規公開することを排除する上で、引受を行う証券会社が、新規公開株式会社の公開適格性の審査の一環として、「反社会的勢力との関係の有無及び排除の仕組み」に関して厳正に審査を行うことが求められ、同様に、既上場会社が発行する株券等の募集又は売出しに際して引受を行う場合には、当該株式会社の適格性について、反社会的勢力との関係の有無について厳正に審査を行う必要がある。

既に日本証券業協会は、平成 19 年 5 月、「有価証券の引受けに関する規則」（公正慣習規則 14 号）の一部を改正し、証券会社が行う新規公開において引受を行う場合の審査項目及び上場発行者による公募増資等において引受を行う場合の審査項目として、それぞれ「反社会的勢力との関係の有無及び排除への仕組み」を規定するなど、審査体制を強化したところである。

本実務者会議としては、証券会社において適切な引受審査が実施されることを要望する。

### (2) 証券取引所における上場審査・上場管理体制の一層の充実

証券取引所は、金融商品取引法の施行を踏まえ、証券取引所の自主規制業務の独立性を強化するとともに、上場審査、上場管理体制の一層の充実を図る必要がある。

### (3) 上場会社に対する施策

反社会的勢力排除に関する規定が盛り込まれた企業行動規範の策定

各証券取引所においては、現在、上場会社が遵守すべき事項を取りまとめた「企業行動規範」の遵守について上場会社に要請若しくは証券取引所の規則上に明示することを検討しているとのことであるので、「企業行動規範」の一つとして「反社会的勢力排除に向けた取り組みを行うこと」を規定することにつ

いて検討するべきである。

また、上場会社がこの取組みを遵守していないと証券取引所が判断した場合には、遵守の勧告あるいは公表措置などを講じていくべきである。

なお、大阪証券取引所においては、上場会社への反社会的勢力の介入など市場の信頼を揺るがすような企業不祥事の真偽について、第三者の客観的かつ厳正な調査による事実解明が必要と認める場合には、上場会社に外部有識者から構成される調査委員会の設置（大阪証券取引所が必要と認める場合は、調査委員会の委員構成等について見直しを求めることができるものとする。）を求める方向で検討が行われている。

#### 開示書類への反社会的勢力排除の取組みに関する記載事項の追加

上場会社が、反社会的勢力との関係の有無や排除の取組みに関して対外的に開示することは、当該会社の役職員にあらためて反社会的勢力排除の重要性を認識させることにつながるとともに、反社会的勢力に対する警告となり、当該会社への接触を抑制する効果が期待できるものと考えられる。

一方、政府指針においては、「内部統制システムにおいて反社会的勢力による被害の防止を明確に位置付ける必要がある。」とされていることから、上場会社は、内部統制システムの整備の状況の一環として反社会的勢力排除の取組みを有価証券報告書に記載する必要があるものと考えられる。

また、上場会社への強制力、適切な開示の担保という観点からも、反社会的勢力排除の取組みに関する開示は、法令に基づく開示であることが望ましい。

このような状況を踏まえ、証券取引所は、上場会社の反社会的勢力排除の取組みについて、会社法あるいは金融商品取引法の開示書類の記載事項とするよう金融庁をはじめ当局に要望をおこなうなど、適切な開示が行われるような措置を講じることを検討すべきである。

#### 上場の適否の判断基準の明確化

上場会社が反社会的勢力と不適切な関係を有していることが明確となった場合、証券取引所は関係の解消を促すことになるが、関係の解消が見込めない場合には証券取引所がステークホルダーへの影響を配慮しつつ断固とした措置を講じることが求められているところであり、そのことを対外的に示すことにより、上場会社が反社会的勢力と不適切な関係を持つことを抑制する効果が期待できるものと考えられる。

したがって、証券取引所は、公益又は投資者保護に関する上場廃止基準の適用の中に、「上場会社が反社会的勢力と企業の健全性の観点から不適切な関係を有していることが訴訟結果その他の理由で明確となった場合において、当該関係の解消が見込めないと当取引所が判断した場合」が含まれることを明示するため、取引所ガイドブック等に掲載する等何らかの形で対外的に明示することを検討するべきである。

なお、ジャスダック証券取引所においては、平成19年5月、「上場会社が反社会的勢力に関係している事実又は公益に反する業務を行っている事実が判明し、かつ、その内容が重大であるとジャスダック証券取引所が認めた場合には、上場を廃止すること」等、上場廃止基準に関する「有価証券上場規程」等の規則改正を行っている。

### 3 市場仲介者（証券会社等）からの排除のための施策

反社会的勢力による証券業への参入を拒否するための法令等の整備

金融庁は、証券業を含めた金融商品取引業からの反社会的勢力の排除に関し、平成19年4月に公表した「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融商品取引法制に関する政令・内閣府令案」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（案）」（以下、「監督指針案」という。）において、「新たに金融商品取引業の登録を受けようとする者の人的構成の審査にあたっては、役員又は使用人のうちに、暴力団又は暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることはないかを確認する。」「既存の金融商品取引業者の役員又は使用人に関し、暴力団又は暴力団員との関係その他の事情に照らして金融商品取引業者を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていると認められるかを検証する」旨を盛り込んでいるところである。

### 反社会的勢力排除のための情報収集・情報交換・情報集約の必要性

証券取引・証券市場からの反社会的勢力の排除のためには、反社会的勢力に関する情報の収集・集約が必要不可欠である。

#### 1 自助努力の必要性和情報収集の方法

反社会的勢力の排除のためには、常日頃から排除の意識を持つ必要があり、そのためにも自らが、様々な手段を通じて反社会的勢力に関する情報の収集を行い、蓄積を行っていく必要がある。そして、蓄積された情報（データベース）を元に、排除すべき反社会的勢力であるかどうかのチェックを行うこととなる。したがって、反社会的勢力を排除しようとする者は、自らが反社会的勢力の情報を収集する努力を行わなければならない（自助努力）。

#### 2 情報交換の必要性和阻害事由の解決

反社会的勢力の情報の収集・集約については、「自助」努力だけでは、収集できる情報にも限界があり、また、完璧な情報（データベース）の構築は難しい。これ

を補うためにも、同業他社、関係機関が互いに協力し、情報交換を行うなどにより、それぞれの持つ情報の量、質をより高度なものとして蓄積していくことが重要となる（公助）。また、情報管理・交換の円滑化を図るため、個人情報保護法、証券取引法の守秘義務の適用関係について明確にする必要があるが、個人情報保護法の適用の基本的な考え方は既に政府指針の解説において整理が行われているので、守秘義務に関して、第一東京弁護士会民事介入暴力対策委員会の有志の協力を得て、法的論点の整理を行った。

### 3 情報集約の必要性と不当要求情報管理機関の設立

個社単位で見るとその情報量についての不足感等もあり、証券業界における情報の一元化、共有化を図り、関係者が情報照会を行うことができるような体制が必要不可欠であり、反社会的勢力に関する情報を一元的に収集・集約及び管理をし、反社会的勢力との関係の有無に関する調査、証券会社及び証券取引所からの照会・調査依頼の受付・回答等を行うことを主たる業務とする専門の機関を新たに設立することが望ましい。

また、同機関の機能を十分に果たすため、警察当局及び暴力追放運動推進センターの協力を得ることが必要であることから、暴力団対策法第31条第2項第7号に規定する「不当要求情報管理機関」の登録を受けることが必要である（公助）。

今後、同機関の組織体制や資金、人材及び施設の確保、システム構築等について十分検討していく必要がある。

以 上